

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

## 第1 平成27年4月の民間給与との比較に基づく改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 住居手当

月額21,000円を超える家賃を支払っている職員に対する手当の支給月額を、家賃の月額と21,000円との差額の2分の1の額を20,000円を限度として10,000円に加算した額に相当する額とすること。

##### イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,300円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

##### ウ 勤勉手当

###### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分）とすること。

###### (イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

###### (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。

## エ 号給の調整

平成19年1月1日に昇給した職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、指定職給料表の適用を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）その他これに準じる職員として人事委員会規則で定めるものの平成27年4月1日における号給は、同日に受けていた号給の1号給上位の号給とすること。

## 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## 第2 給与制度の総合的見直しのための改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

第1の1(1)による改定後の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別表第2のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 地域手当

支給地域及び支給割合を別紙第1第3表のとおり改定すること。ただし、特例の対象となっている医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

##### イ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

##### ウ 管理職員特別勤務手当

(ア) 管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の給与等に関する条例に基づく週休日又は祝日法に基づく休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

- 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正  
現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

### 第3 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、第1の1(2)ウ及び2については平成27年6月1日から、第2及び第3の2については平成28年4月1日から実施すること。

#### 2 経過措置等

##### (1) 平成30年3月31日までの間における差額の支給

ア 第2による改定後の給料表の適用の日（以下この号において「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けるべき給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

イ 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（アの職員を除く。）について、アによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、アに準じて、給料を支給すること。

ウ 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してア又はイによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、ア又はイに準じて、給料を支給すること。

##### (2) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項による給料の支給

(1)による差額の支給を受ける職員にあっては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、平成17年改正条例附則第14項中「その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額」とあるのは「その者が平成28年3月31日において受けるべき給料月額が切替日の前日において受けるべき給料月額」と読み替えて支給すること。

##### (3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、別紙1第3表中「支給割合」の欄に掲げる字句は、次の表の左欄の区分に応じ右欄に掲げる字句とすること。

100分の17.4	100分の17.4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
100分の9.4	100分の9.4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
100分の5.4	100分の5.4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
100分の4.4	100分の4.4を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
100分の3.2	100分の3.2を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合